

令和 7 年度 日向市 内部統制評価報告書

日向市長 西村 賢は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

日向市長 西村 賢は、日向市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年総務省策定）に基づき、「日向市内部統制基本方針」（令和 5 年 10 月 3 日策定）を策定し、本市が行う全ての事業を内部統制の対象（以下「内部統制対象事務」という。）として、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

日向市においては、令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、内部統制対象事務で発生した事故等ごとに、内部統制制度に係る事故等対応計画書等作成ガイドライン（令和 6 年日向市策定）の手順に基づき、その発生原因及び顕在化する可能性のあるリスクを抽出・評価するとともに、対応策等を検討することにより、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

本市における内部統制対象事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に整備・運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

5 監査委員の意見等付記

日向市内部統制基本方針に基づき、内部統制の有効性を確保するため、日向市が実施した内部統制の整備、運用及び評価について、監査委員と必要な情報を共有し、意見交換を行いました。監査委員から次の意見、提案等がなされましたので、付記します。

【監査委員意見等】

- 日向市が実施した内部統制の評価は、市ガイドラインに定める手順に則って行われていることが認められ、上記「2 評価手続」及び「3 評価結果」に記載する報告内容は、相当である。
- 財務会計事務に関する事故等が比較的多く見られる。自治体財務事務は特殊性があり、組織間で共通する事項が多い分野でもあることから、発生原因等の分析に基づく職員研修等を実施すること。
- 前例踏襲により処理したことで発生した事案が散見される。Hyuga_AI の活用、個別事務処理マニュアルの整備等を進め、チェック体制の充実・強化を図ること。

6 補足

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。

一方で、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見し解決することができない可能性があります。

このようなことから、本市では、次年度以降も内部統制体制の深化・推進を図り、その目的の達成を阻害する要因の解消を図ることとしています。

令和8年9月18日

日向市長 西 村 賢